

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 5 月前期

(No. 486)

発行年月日：2023 年 5 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、5 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）  
（特許庁公告第 2023-135 号）
- 1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の  
一部改正法律案（議案番号：2121748）
- 1-3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の  
一部改正法律案（議案番号：2121827）

### 関係機関の動き

- 2-1 「第 13 期知的財産マイスタープログラム」への参加者を募集
- 2-2 WIPO 事務総長・アジア地域特許庁長のテレビ会合に参加
- 2-3 韓国大検察庁・特許庁、技術流出犯罪の量刑基準セミナーを共同開催
- 2-4 韓国特許庁、「中部圏広域発明教育支援施設」を設置…忠北教育庁に選定
- 2-5 韓国特許庁、青少年発明教育専門家を募集
- 2-6 韓国特許庁、童心を傷付ける有名キャラクターの模倣品を  
集中的に取り締まる
- 2-7 韓国特許庁、EPO と「EU 単一効特許制度」の説明会を共同開催
- 2-8 韓国特許庁・防衛事業庁、「国防難題解決アイデア公募展」を開催
- 2-9 韓国特許庁、第 58 回発明の日の記念式を開催

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 結婚控えたカップル泣かせる偽の結婚指輪

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

- 5-1 IP5 のカメラ・ライダーセンサー融合特許出願、年平均 33.6%増加
- 5-2 デジタルツイン、米中争いの中で韓国が猛追中

## 法律、制度関連

1-1 【立法予告】「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）（特許庁公告第 2023-135 号）

電子官報（2023.5.1.）

特許庁公告第 2023-135 号

「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 5 月 1 日

特許庁長

### 「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）の立法予告

#### 1. 改正理由

高金利・物価高時代に国民経済の安定化に貢献するため、特許顧客にとって経済的負担が大きく作用する特許料（設定+年次登録料）を引き下げ、手数料の原価分析を通じて確認されたとおりに毎年 788 億ウォンの損失をもたらす特許審査請求料を一定部分上方調整して財政の健全性を確保する一方、特許・商標出願の乱用を防いで高品質の知的財産創出を誘導するために分割出願制度に累進的加算税を適用し、免税権者の無分別な出願乱用を防ぐために免税件数を下方調整し、使用していない商品の指定防止のために商標出願時の基本指定商品の数を一部縮小し、最後に、現行の手数料制度の運営上の不備を改善するために権利別（特許権・実用新案権・デザイン権・商標権）移転料が異なることについて権利移転料をすべて同一の水準に調整し、指定期間延長を申請する際に審査官・審判官が不承認した場合は、申請料の返還に対する明確な根拠規定を法令「特許料等の徴収規則」に反映して特許顧客の権益を手厚く保護しようとする。

#### 2. 主要内容

イ. 特許登録料（設定+年次）の引き下げ

特許登録料（設定+年次登録料）の全区間（1年～存続期間）に対して一括10%引き下げる  
ことにより、韓国国民・企業の権利維持負担を緩和する（案§[別表1]の特許料（第2条  
第2項第1号関連））

ロ. 特許審査請求料の一定部分の現実化

手数料の原価分析の結果、年間788億ウォンの損失をもたらす審査請求料のうち特許審  
査請求料の一定部分を引き上げる（案§2①7）

ハ. 商標手数料及び指定商品数の調整

- 1) （指定商品数の調整）指定商品の数を現行20個から10個に減らし、10個を超える  
場合は加算金を課す（1個当たり2千ウォン）
- 2) （商標手数料の調整）商標出願及び商標登録段階における現行の商標手数料におい  
て一括1万ウォンを引き下げることにより、指定商品の縮小との整合性を図る（案  
§5①1イ・ロ・ハ・ニ、5①6イ1）・2、5①6ロ1）・2、5①7の2イ1）・2、5①  
7の2ロ1）・2、5②1・2、5②3イ・ロ、5③1イ1）、5③1イ1）、5③1ロ1）・2）

ニ. 分割出願に対する加算料の導入

分割出願が出願維持の手段又は手続き上の審査期間延長等に悪用される事例が増加した  
ことから、現行の分割回数にかかわらず一括適用される手数料に、一定回数（2回～5回）  
に対して累進税を適用する（案§2①3）

ホ. 免税者に対する免税件数の制限

出願料の免税により無分別な出願が持続的に乱発されていることから、現行の免税者に  
対する免税件数を現行の年間権利別（特許・実用新案・デザイン）10件から年間5件に  
調整する（案§[別表4]特許料、登録料及び手数料の免税（第7条第1項第1号関連））

ヘ. 権利別移転登録料の調整

権利別に異なる移転登録料を実用新案・デザインの移転登録料（4万ウォン）と同一の金  
額に調整することで、手数料体系の統一性を維持する（案§2②2ニ・§5②4ニ）

ト. 指定期間延長不承認の際の申請料返還に対する根拠規定の策定

指定期間延長申請の際に審査官・審判官が延長申請を拒絶した場合、当該申請料を返還で  
きるように部令（特許料等の徴収規則）に規定する（案§2①13の2・§2③11の2、§3  
①11の2・§3③11の2、§4①11の2・§4③10の2、§5①10の2・§5③10の2）

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年6月10日までに国民参加  
立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr/>）の統合立法予告を通じて法令案を確  
認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産情  
報政策課長）に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁産業財産情報政策課（〒35208）

電子郵便：csw74@korea.kr

Fax：042-472-3460

#### 4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁産業財産情報政策課（電話 042-481-8336）にお問い合わせください。

1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2121748）

議案情報システム（2023.5.2.）

議案番号：2121748

提案日：2023年5月2日

提案者：ホン・ソクジュン議員（国民の力）外16人

#### 提案理由及び主要内容

最近、国内外企業間の競争激化により産業技術の国内外への流出が跡を絶たず、特に、半導体や人工知能等の先端技術が軍民共用で活用されているに伴って産業技術の海外への流出が国の経済と安全保障まで脅かしている。

しかし、現行法は、国家コア技術又は産業技術を海外で使用するか使用させる目的が認められる場合に対してのみ処罰しているため、違反行為の嚴重さに比べて立証要件が厳しいことから、軽い処罰が下されているという指摘が提起されている。

したがって、国家コア技術等産業技術の国外への流出及び侵害行為の立証要件を緩和し、国家コア技術等産業技術の海外流出の際に加重処罰の対象となる侵害行為の範囲を拡大することで、韓国産業技術への保護を強化しようとするものである（案第14条及び第36条）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条第4号を削除し、同条第7号を第9号とし、同条第5号及び第6号をそれぞれ第6号及び第7号とし、同条第3号を第5号とし、同条に第3号及び第4号をそれぞれ次のように新設し、同条第5号（従前の第3号）中「第1号又は第2号」をそれぞれ「第1号から第4号まで」とし、同条第8号を第11号とし、同条第6号の2を第8号とし、同条第6号の3を削除し、同条に第10号を次のように新設する。

3. 第34条の規定又は対象機関との契約等に基づいて産業技術に対する秘密保持義務がある者が、対象機関から産業技術に関する情報又は資料（文書、図画、電子記録等特殊媒体記録やソースコード等をいう。以下同じ。）の返還や削除を求められたにもかかわらず、それを拒否・忌避するか、その写しを保有する行為

4. 対象機関との契約等に基づいて大統領令で定める産業技術に対するアクセス権限がある者が、産業技術を指定されている場所の外に無断で流出させるか、目的以外で使用又は公開する行為

10. 第1号から第4号までに該当する行為が介入されている事実が重大な過失であることを知らずにその産業技術を取得・使用及び公開するか、産業技術を取得した後にその産業技術に対し第1号から第4号までの規定に該当する行為が介入されている事実が重大な過失であることを知らずにその産業技術を使用するか公開する行為

第36条第1項前段中「使用させる目的で」を「海外で使用されることを知りながら」に、「第3号」を「第9号」に、「3年」を「5年」に改め、同項後段中「15億ウォン」を「20億ウォン」とし、同条第2項中「使用させる目的で第14条各号（第4号を除く。）」を「外で使用されることを知りながら第14条第1号から第5号まで」に、「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に改め、同条第3項中「第14条各号（第4号・第6号・第6号の2及び第8号を除く。）」を「第14条第1号から第9号まで」に改め、同条第4項中「第14条第4号及び第8号」を「第14条第10号及び第11号」とする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1－3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2121827）

議案情報システム（2023.5.8.）

議案番号：2121827

提案日：2023年5月8日

提案者：キム・テニョン議員（共に民主党）外11人

## 提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術の流出・侵害行為禁止に関する罰則規定を設け、国家コア技術を海外で使用するか使用させる目的で不正な方法を通じて企業・研究機関のような対象機関の産業技術を取得する行為等をした者は、3年以上の有期懲役と15億ウォン以下の罰金を併科するよう規定している。

ところが、最近、世界は先端技術をめぐる競争が個別企業の利益を超えて国の安全保障レベルに発展している中、国家コア技術の海外流出は、国の安全保障を脅かし、国民の経済に深刻な打撃を与えかねないにもかかわらず、流出行為から得る経済的利益が処罰による不利益よりも大きいことから、処罰を現在より強化する必要があるとの指摘がある。したがって、国家コア技術を海外で使用するか使用させる目的で当該違反行為をした者に対する処罰を強化して国家コア技術を保護することにより、国の安全保障と国民の経済に貢献しようとするものである（案第36条第1項）。

法律第            号

## 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条第1項前段中「3年」を「7年」とし、同項後段中「15億ウォン」を「30億ウォン」に改める。

## 附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

### 関係機関の動き

2-1 「第13期知的財産マイスタープログラム」への参加者を募集

韓国特許庁（2023.5.1.）

高校生のアイデア、出願から事業化まで一遍に！

職業系高校の生徒たちが産業現場で発生する問題に対する改善方法を直接提案した後、アイデアを特許出願し事業化することまで経験できる教育課程が始まる。

韓国特許庁は、教育部・中小ベンチャー企業部と共同で職業系高校の生徒たちに知的財産の創出および活用の全過程を支援する「第13期知的財産マイスタープログラム」への参加者を5月3日水曜日から5月31日水曜日まで募集する。

特性化高校やマイスター高校の生徒たちが2～3人ずつチームを組んで参加でき、企業が提案した課題または自由に選択した課題に対するアイデアを発明教育ウェブサイト（[www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）に提出すればよい。

1次に選抜された100組に対しては、オンライン教育や専門弁理機関とのコンサルティングを通じて特許出願が支援され、そのうち最終選抜された50組には、試作品の製作と技術移転の機会が与えられる。

最終選抜の50組全員に教育部長官賞、中小ベンチャー企業部長官賞、特許庁長賞等関連機関長の賞状が授与され、特に、最優秀2組の生徒と指導教師には、海外研修の特典も提供される。

特許庁の産業財産政策局長は、「本教育課程を通じて、参加生徒たちが知的財産創出能力を備えた融合人材に成長していくことを期待する」と述べた。

一方、詳細は、発明教育ウェブサイト（[www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）で確認するか、韓国発明振興会（☎02-3459-2771）に問い合わせればよい。

## 2-2 WIPO 事務総長・アジア地域特許庁長のテレビ会合に参加

韓国特許庁（2023.5.2.）

WIPO の事業・予算の方向性について話し合う

国際出願サービスの品質向上など、WIPO の発展方向を提示

特許庁長は、5月2日火曜日午後2時にリモートで開かれた「世界知的所有権機関(WIPO) (※) 事務総長・アジア地域特許庁長会合」に出席し、事務総長および13のアジア地域特許庁長(※※)と共にWIPOの事業・予算委員会の議題を検討し、WIPOの発展方向について議論した。

※知的財産に関する26の国際条約を管轄する国連の専門機関

※※日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、モンゴルの特許庁長など

今回の会合は、WIPO の Daren Tang 事務総長が WIPO の発展戦略と 2024 年～2025 年の事業および予算の方向性をアジア地域の特許庁長に直接説明し、意見を収集するために特別に設けられた。

Daren Tang 事務総長は、グローバルな経済発展のために知的財産が積極的に活用されるエコシステムを構築するという計画を説明した。韓国特許庁長は、知的財産金融や事業化など知的財産の活用に関する韓国特許庁の豊富な経験を世界の WIPO 加盟国と共有する一方、途上国の知的財産能力を高めるために WIPO と緊密に協力するという立場を明らかにした。

韓国特許庁長は、国際特許出願（PCT）の手数料が WIPO 収入の約 77%を占めており、韓国企業が世界で 4 番目に多く出願している点を強調した上で、現地の顧客に対するサービス強化のために WIPO 外部事務所（External Office）が韓国に早急に設立されるべきだと主張した。

特許庁長は、「今年 2 月に WIPO 事務総長の訪韓後、韓国と WIPO 間の協力が緊密になっている」と言及した上で、「特許庁は産業財産権出願世界 4 位の地位にふさわしい貢献を通じて、WIPO 内で知的財産権に関する中枢的役割を確立するための取り組みを強化する考えだ」と述べた。

### 2-3 韓国大検察庁・特許庁、技術流出犯罪の量刑基準セミナーを共同開催

韓国特許庁（2023. 5. 2.）

#### 特許庁・大検察庁、技術流出犯罪の「軽い処罰」解決に団結

- A さんは、韓国内鉄鋼企業の製造技術を中国の競合他社に流出させた。被害企業は技術開発に 3 年間 100 億ウォン以上の費用を投入するなど相当な努力を重ねてきたが、裁判所は A さんが初犯という理由などにより懲役 1 年、執行猶予 2 年を言い渡した。
- B さんは、転職を目的に在職中の会社のブロックチェーンセキュリティ技術を流出させた。被害企業は技術開発に 2 年間 70 億ウォン以上を投資したが、裁判所は B さんの犯行により会社に発生した損害を特定しにくいという理由で懲役 1 年と罰金 1 千万ウォンおよび執行猶予 2 年を言い渡した。

韓国特許庁と大検察庁は、技術流出犯罪の軽い処罰問題を解決するために力を合わせることにした。両機関は、5 月 2 日火曜日午後 4 時にソウルで「技術流出犯罪の量刑基準セ



セミナー」を共同で開催し、営業秘密侵害犯罪に対する処罰水準を強化し、技術流出犯罪の被害規模を算定する案などを議論する。

※量刑基準：懲役刑を定め、執行猶予を決定する際に参考となる基準

最近、国家間の技術覇権争いが激化するに伴って韓国企業を対象にした技術流出の試みが相次いでいる。国家情報院によると、この5年間（2018～2022）摘発された産業技術の海外流出事件は計93件であり、それによる被害額も約25兆ウォンと推計される。摘発されていない事件まで考慮すると、技術流出による経済的被害はさらに甚大になると予想される。

しかし、苦勞して技術流出犯罪者を捕まえても、初犯であるか被害程度を算定しにくいという理由でその大部分が「軽い処罰」で済まされ、技術流出犯罪が毎年繰り返されているのが実情である。国家コア技術海外流出の法定刑は懲役3年以上最大30年まで、営業秘密海外流出の法定刑は最大懲役15年までと規定されているが、2019年から2022年まで言い渡された技術流出事件のうち実刑は10.6%（※）にすぎず、営業秘密海外流出の場合、2022年に言い渡された刑量は平均14.9月（※※）である。犯罪の抑制と予防のためには、適正水準の処罰が必要なだけに、技術流出犯罪の量刑基準に対する検討を通じて処罰を強化できる改善案づくりが急がれる状況である。

※不正競争防止法第18条第1項及び産業技術保護法第36条（国内、国外を含む）に違反した技術流出事犯に対する裁判所の言渡し445件のうち47件（2019～2022）

※※平均懲役刑量（月）：12.7（2018）→14.3（2019）→18.0（2020）→16.0（2021）→14.9（2022）（大検察庁）

特許庁と大検察庁は、昨年から技術流出犯罪の量刑基準に対する研究委託と国家情報院、産業通商資源部、警察等技術流出対応政府機関との協力を通じて初犯が多く被害規模の算定が困難な技術流出犯罪の特殊性に合わせて量刑基準と関連制度の改善案を議論してきた。今回のセミナーでは、これまで議論してきた制度の改善案を発表し、量刑委員会に対し改善案に関する意見を述べる予定である。

セミナーの第一発題は、「営業秘密侵害犯罪量刑基準の整備案」をテーマに韓世大学のチヨ・ヨンスン教授が発表する。海外流出の場合、勧告刑量を2～5年などへと従来の2倍以上に引き上げ、初犯であっても強度の高い刑を受けられるようにするなど、営業秘密侵害罪の特性を考慮した意見を提示する。

第二発題は、「技術流出犯罪の被害規模算定案」をテーマに、全州地方検察庁のアン・ソンス重要経済犯罪調査団長が発表する。技術流出犯罪による経済的被害規模の立証の現

実的な困難と限界を議論し、その代案として量刑基準による刑量決定過程で研究開発費用などを考慮する案などを提示する。

最後に、「最近の量刑基準整備の動向」をテーマに、檀国大学のチェ・ホジン教授が量刑委員会の量刑基準整備の動向に基づいて知的財産権犯罪の量刑基準整備に向けて克服しなければならない課題などを発表し、その後質疑応答および討論が行われる予定である。

検察総長は、「知的財産は金の卵を産むガチョウのようなものだ。知的財産を侵害して技術を流出させる犯罪は、金の卵を産む前にガチョウの腹を切ってしまうのと同じだ」と話した上で、「技術流出犯罪に力を集中させて捜査を徹底する一方、企業と国民経済に及ぼした被害に相応する厳重な処罰が下されるよう、制度的基盤の強化が強く求められている」と述べた。

特許庁長は、「今日の技術流出犯罪は、企業の存続と国の経済、安全保障に直結する重大な犯罪だ」とし、「特許庁は知的財産の主務官庁として、『現代版の売国』に他ならない技術流出犯罪が最小化するよう、役割を忠実に果たす考えだ」と話した。

一方、この日のセミナーには、国家情報院、国家知識財産委員会、産業通商資源部、関税庁等技術保護関連政府機関からの関係者と技術流出関連捜査検察官が多く参加し、イベントは特許庁の公式 YouTube チャンネルを通じてオンラインでも生中継される。

#### 2-4 韓国特許庁、「中部圏広域発明教育支援施設」を設置…忠北教育庁に選定

韓国特許庁 (2023. 5. 2.)

忠州内に第2号広域発明教育支援施設を設置予定  
体験深化発明教育の提供および地域発明教育拠点の役割を期待

忠清北道忠州市に韓国最大規模の広域発明教育支援施設が設置され、青少年は今後ここで夢と才能を活かせる発明教育を幅広く経験できるようになる見通しである。

韓国特許庁は5月3日、「中部圏広域発明教育支援施設」を設置・運営する教育庁を公募（3月10日～4月14日）した結果、忠清北道教育庁（以下「忠北教育庁」）を優先交渉の教育庁に最終選定したと発表した。

中部圏広域発明教育支援施設は、中部圏（大田、世宗、忠南、忠北）4つの教育庁を対象に公募を行い、2つの市・道教育庁が申し込んだ。実地調査と発表審査を経て忠北教育庁が最終的に選定された。

中部圏広域発明教育支援施設は、地域発明教育の中核的な役割を果たす総合発明教育施設として、生徒向けに体験・深化発明教育を提供し、地域発明教育を総括するとともに地域に発明文化を広める役割を果たす。慶尚北道慶州の第1号広域発明教育支援施設（慶北発明体験教育館）が良い反応を得ている中、中部圏域の新しい発明教育拠点が誕生する予定である。

忠北教育庁は、忠州市弾琴公園の敷地にある世界武術博物館を改造して体験館に変容させ、さらに教育館を新築し、延べ面積11,225平方メートルに及ぶ韓国最大規模の広域発明教育支援施設を作る計画である。忠州の中原文化や環境・生態体験などさまざまな観光資源と連携した発明教育コンテンツを開発し、周辺の教育施設と連携して弾琴公園全域を「未来教育創意融合発明特区」として作る計画である。

特許庁は、中部圏広域発明教育支援施設の設立が円滑に進められるよう忠北教育庁と業務提携を締結し、施設設置専担班（TF）を構成するなど、本格的な手続きに乗り出す予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「中部圏広域発明教育支援施設は、地域の青少年、教員、市民向けに発明教育の機会を拡大し、発明文化を広める重要な役割を果たすだろう」とし、「青少年に新しくイノベーティブな発明教育を提供できるよう、忠北教育庁と協力して積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

## 2-5 韓国特許庁、青少年発明教育専門家を募集

韓国特許庁（2023.5.4.）

発明教育専門家の育成および現場活用の拡大  
デジタル特化発明教員等、優秀な指導人材の輩出を期待する

学校で必要とする発明教育専門家の育成を通じて、青少年が高い水準の発明教育を受ける機会が一層増えると期待される。

韓国特許庁は、昨年12月に発表した「知的財産人材育成ビジョン2030（第2次発明教育基本計画）」の後続措置の一環として、①情熱のある発明教師の活動エリアを広げ、②学校現場を支援する民間発明教育専門家を育成すると発表した。

#### 【発明教育専門家の募集内容】

①（教員）現在発明教育活動を行っている教員、関心のある教員であれば誰でも常時参加可能であり、「青少年発明教育協力教員プール（※）」に登録しなければならない。詳細は発明教育ウェブサイト（[www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）から案内している。

※発明教育の活性化及び支援に関する法律第9条による「発明教師認証制」を取得または取得予定の者を対象とする

②（民間）発明・知的財産教育への理解と指導力を有する者（※）は、5月8日月曜日から5月26日金曜日まで電子メール（[edu@inventor.or.kr](mailto:edu@inventor.or.kr)）で申し込むことができる。その中から教育対象者を選抜し、6月8日木曜日から6月29日木曜日まで教育後、審査を経て派遣講師を選抜する予定である。詳細は韓国女性発明協会ウェブサイト（[www.inventor.or.kr](http://www.inventor.or.kr)）および発明教育ウェブサイトから案内している。

※申込資格：知的財産または教育学の専攻者、発明・知的財産関連講師活動の経歴者、退職教員（発明教育経験者）など

#### 【①教員】

特許庁は、「青少年発明教育協力教員プール」に参加する教員を募集し、デジタル新技術（人工知能・ビッグデータ・3Dモデリングなど）分野の発明教員を積極的に育成し、リアルタイムで遠隔授業が可能なオンラインプラットフォームを通じて優秀な発明教員の授業を他地域の生徒や在外生徒も受けられるよう支援する計画である。その他、発明教育協力教員プールに参加した教員に対しては、発明教育プログラムの開発や各種発明教育事業の諮問委員・評価委員などに優先して参加できる機会も提供される。

#### 【②民間】

また、発明教育分野の民間専門講師を育成し、学校現場に派遣する「民間発明教育専門人材育成事業」も新しく始める。約1か月間のオン・オフライン教育を通じて、使命感を持って学校現場での発明教育指導活動を希望する予備講師を発明教育専門講師に育成し、質の良い発明授業を希望するか発明教員が不足している発明教育センターや学校などの教育現場に派遣する予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「創造力、問題解決力、批判的思考力など、未来世代のコア能力を育む上で最も効果的な発明教育の水準を高めるには、先生たちの役割が非常に

重要だ」とし、「発明教員のプライドを高め、抜かりのない支援が行われるよう、教育現場の声にさらに耳を傾けたい」と述べた。

## 2-6 韓国特許庁、童心を傷付ける有名キャラクターの模倣品を集中的に取り締まる

韓国特許庁 (2023. 5. 4.)

国内外有名キャラクターの模倣品約 2 万 5,000 点を押収  
子ども用製品の模倣品は、健康有害性検査の有無も不透明

韓国特許庁の商標特別司法警察は 5 月 4 日、子どもの日を控え、有名キャラクターの模倣品の販売現場に対する集中取り締まり (2023 年 4 月 27 日) を実施して約 2 万 5,000 点の模倣品を押収し、それを流通させた A さん等 6 名を商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。

商標警察によると、A さん (54 歳) 等は、ソウル南大門市場の店舗 6 か所でキーホルダー、腕輪、スマホグリップ、ヘアピンなど有名キャラクターの模倣品を販売した疑いが持たれている。

商標警察は、集中取り締まり現場で彼らが流通・保管中であった有名キャラクターの模倣品約 2 万 5,000 点を押収した。

集中取り締まりは、小学生の間で旋風的な人気を博しているアニメーション「キャッチ！ ティニピン」とハローキティのキャラクターを使用した模倣品を中心に行われた。

商標警察は、彼らが販売した模倣品がさらに存在すると見て、正確な流通規模など余罪を調査している。

### 【模倣品の流通が消費者に及ぼす影響】

韓国政府は、子どもが使用する製品の安全を確保して子どもにとって安全な環境をつくるための安全確認制度などの手続き (※) を規定することで製品による子どもの事故を予防し、子どもの健康維持・増進に向けて関連法令を施行している。しかし、模倣品の場合、真正品と違って安全確認制度などの手続きを経たか否かが不透明であるため、有害な物質が含まれているか、破損しやすいなど、子どもの健康と安全に対し危険になり得る。特に、子どもの日を迎えてもらったプレゼントにより健康に問題が生ずるかプレゼントがすぐに破損してしまう場合、子どもの心が傷つくかもしれない。

※法的根拠：子ども用製品安全特別法第 22 条

### 【今後の計画】

特許庁の商標特別司法警察課長は、「国民の健康と安全を害するものと懸念される模倣品の流通を根絶するために、現場取り締まりを続けていきたい」とし、「消費者も、安全性検査の有無が不透明な模倣品の購入に格段の注意を払う必要がある」と述べた。

## 2-7 韓国特許庁、EPO と「EU 単一効特許制度」の説明会を共同開催

韓国特許庁 (2023. 5. 9.)

統一特許裁判所協定の発効を控えて欧州単一効特許制度を説明  
欧州進出の韓国企業、変化した欧州特許制度の把握・対応に役立つ

韓国特許庁は、欧州特許庁 (EPO) と共同で 5 月 9 日火曜日午後 3 時にソウルで「欧州単一効特許制度」の説明会をオン・オフライン並行で開催すると発表した。

説明会は、「統一特許裁判所協定 (Agreement on Unified Patent Court)」の発効 (6 月 1 日) を控え、欧州連合 (EU) 統一特許裁判所 (Unified Patent Court、UPC) の Klaus Grabinski 裁判所長および欧州特許庁の法律専門家が韓国の弁理士、弁護士および企業の知的財産権担当者などユーザーのために欧州単一効特許制度を直接紹介する予定である。

欧州単一効特許制度は、2013 年 2 月、欧州連合加盟の 24 か国 (スペイン、ポーランド、ブルガリアを除く) が統一特許裁判所協定に署名してから約 10 年で発効するものとして、欧州連合域内で統合された特許裁判所が発足し、単一の効力の特許を享有できるようになったという点で意義がある。

説明会では、欧州特許制度改革の背景とその改革の結果により生まれた「欧州単一効特許」の法律体系、出願と登録手続き、活用戦略など、必ず知っておくべき事項が紹介される予定である。

また、従来の欧州特許および新しい単一効特許に関わる紛争の解決を担当することになる「欧州連合統一特許裁判所」の構造と過渡期政策および裁判所に対する手続きなど詳細が用意されており、韓国では初めて欧州特許庁 (EPO) や欧州連合統一特許裁判所 (UPC) など関連機関の専門家により紹介される場になる。

説明会を通じて韓国の出願人と代理人が新しい欧州特許制度について十分に熟知し保有している欧州特許と単一効特許を戦略的に活用し、コスト面でも効果的に運用できることが期待される。

加えて、韓国特許庁は、欧州単一効特許制度に関する英韓対訳法令集を製作し、説明会の参加者に配布する予定である。当該法令集は、特許庁ウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) からダウンロードできる。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「変化する欧州の特許制度を欧州に進出している韓国企業が適時に把握して効果的に対応することが何より重要だ」とし、「特許庁は、継続的に欧州および主要国の知的財産権制度に関する最新情報や動向をユーザーに積極的に提供するために最善を尽くしていきたい」と述べた。

## 2-8 韓国特許庁・防衛事業庁、「国防難題解決アイデア公募展」を開催

韓国特許庁 (2023. 5. 10.)

国民の斬新なアイデアで軍の難題を解決する！

国防研究開発課題企画の機会を民間に与える新たなチャレンジ

韓国軍が抱えている難題を国民の画期的なアイデアで解決できる機会が与えられる。

韓国特許庁は、防衛事業庁と共に「ルーンショットプロジェクト」の一環として「国防難題解決アイデア公募展」(以下「公募展」)のアイデアを5月10日水曜日から6月9日金曜日まで受け付けると発表した。

ルーンショット (※) プロジェクト: 「革新・開放・融合の国防研究開発 (R&D) による人工知能科学技術強軍の育成」を掲げている尹政権の国政課題として、軍が提起した難題について国民からアイデアを募集し、それを基に具体的な研究開発を推進して難題を解決するという新たな課題企画方式である。

※ルーンショット (Loon-Shot): 「世界を変える画期的な技術」という意味で、物理学者の「サフィ・バーコール」の著書『ルーンショット』に言及されている

公募展は、軍の未来戦場に関する難題に対して画期的かつ挑戦的なアイデアと技術を掘り出し、開発するためのルーンショットプロジェクトの初期段階であり、国民のアイデアを募集するために行われる。

特許庁と防衛事業庁が共同で開催し、産・学・研 (産業界・学界・研究分野) と一般国民部門に分かれてアイデアを受け付ける。公募展に関心のある国民であれば誰でも特許庁が運営しているアイデア取引所「アイデア路 ([www.idearo.kr](http://www.idearo.kr))」から応募すればよい。



### 【「国防難題解決アイデア公募展」課題の概要】

区分	課題名	提案機関	備考
1	作戦エリアでの接近物体の精密探知及び敵味方識別方法	防衛事業庁/陸軍	統合課題
2	艦艇起動時水中騒音の画期的な低減方法	海軍	
3	軍+商用周波数不足の解決方法	防衛事業庁	

課題別に 4 つ以下の画期的なアイデアを選定する計画であり、選定されたアイデアのうち一般国民部門には特許庁長賞と 100 万ウォン以下の賞金を、産・学・研部門には防衛事業庁長賞とともに企画研究への参加機会を提供する予定である。

特許庁長は、「これまで『アイデア路』を通じて安全・環境などさまざまな分野の難題を解決してきたので、今回の協力を通じて、国防分野の難題も国民の画期的なアイデアで解決できることを期待する」と述べた。

一方、詳細は「アイデア路」(www.idearo.kr) から確認するか、韓国発明振興会 (☎02-3459-2728、2809) に問い合わせればよい。

#### 2-9 韓国特許庁、第 58 回発明の日の記念式を開催

韓国特許庁 (2023. 5. 12.)

LG Innotek のイ・ソングク責任研究員、「今年の発明王」に選定

韓国特許庁が主催する「第 58 回発明の日」の記念式が 5 月 12 日金曜日午前 10 時にソウルで開催される。

発明の日 (※) の記念式は、国民に発明の重要性を知らせ、国の産業発展に貢献した発明有功者に授賞することで、発明者のモチベーションを上げるために開催されるイベントとして、今年で 58 回目を迎えた。

※世界で初めて雨量計を発明した日 (1441 年 5 月 19 日) を記念するために 1957 年に指定された法定記念日

記念式のスローガンは「自由な想像で、夢見る未来」であり、これまで産業現場で技術開発と研究に献身し今日を作り上げた発明者を励まし、明日をけん引する未来世代の自由な想像の中で発展する大韓民国を祈る意味が込められている。



### 【主な受賞者】

最高の榮譽である金塔産業勲章は、サムスン電子の社長ノ・テムンさんが受勲する。ノ・テムンさんは、次世代の移動通信システムである第5世代移動通信システム（5G）スマートフォンと折り畳み式スマートフォン（フォルダブルフォン）を世界で初めて実用化し、スマートフォンの世界シェア1位を長年維持するなど、韓国の産業発展に貢献した功労が認められた。

銀塔産業勲章は、Senicの代表理事ク・ガプニョルさんとAllinkの代表理事キム・ギョンドンさんが受勲する。ク・ガプニョルさんは、電力半導体用基板素材であるシリコンカーバイド（SiC）技術の国産化に成功し、韓国の技術競争力強化に貢献した。キム・ギョンドンさんは、1回のタッチで電子デバイス間のデータ交換が可能な近距離無線通信（NFC）を開発し、韓国の産業競争力強化に貢献した。

銅塔産業勲章は、noriandの代表理事イ・ヘジンさんと現代自動車の責任研究員チュ・ジョンホンさんが受勲する。イ・ヘジンさんは、生体信号である指紋と連携した物流追跡管理システムと指輪やネックレスの形で着用できるバーコードリーダーを開発することで、韓国の物流管理の効率性向上に貢献した。チュ・ジョンホンさんは、400ボルト（V）/800ボルト（V）の多重急速充電システムと双方向充電器を活用したV2Lを世界で初めて開発することで、韓国の電気自動車分野の技術競争力発展に貢献した。

「今年の発明王」には、LG Innotekの責任研究員イ・ソングクさんが選定された。これまでスマートフォン用カメラ部品は、高倍率ズームで単にデジタルイメージを拡大するデジタルズームインが適用され、画質が低下する問題があった。イ・ソングクさんが開発したアクチュエータはスマートフォンカメラのコア部品として、高倍率でレンズを直接動かして被写体を拡大する光学式連続拡大方法によりDSLRカメラで実現されていた画質を実現することで電子部品産業の競争力を向上させ、国家イメージの向上に大きく貢献した。

### 【特別展示会】

会場の一部に「発明、私たちの物語」というテーマで大韓民国の未来を作り上げていく青少年の発明展示室が設けられる。足で踏む傘乾燥機や折り畳み式ポータブルバリケード、廃自転車を活用したリサイクル品圧縮機など、日常の不便を解消した生徒たちのアイデアが目立つ発明品が展示される。

特許庁長は、「世界的な技術覇権争いの中で韓国の産業発展のために献身した発明者の皆様に深く感謝する」とし、「国の競争力強化のために発明者の皆様が新技術を開発して先

導的な役割を果たしてくださることを願い、特許庁は、発明者が安心して研究に専念できるようにあらゆる支援を行っていきたい」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 結婚控えたカップル泣かせる偽の結婚指輪

韓国特許庁 (2023. 5. 15.)

偽の指輪、ネックレス等計 737 点 (10 億ウォン相当) の製造・流通の疑い

韓国特許庁の商標特別司法警察 (以下「商標警察」) は 5 月 15 日、ソウル鍾路で偽の貴金属を製造・流通させていた A 氏 (男性、50 歳) とそれを流通・販売していた卸・小売業者 B 氏等 2 名を商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。商標警察は今回の取り締まりを通じて偽の貴金属と貴金属の製造に使われた鋳型など 29 種 475 点を押収した。

A 氏は、2017 年 12 月から 2022 年 9 月まで貴金属製造工場 (ソウル鍾路区) でネックレスや指輪など偽の貴金属 737 点 (※) を製造・流通させた疑いが持たれているが、その規模は真正品価額で 10 億ウォン相当である。B 氏 (男性、51 歳) は、同期間、A 氏が製造した偽の貴金属を鍾路貴金属通りの商店街で流通・販売した疑いが持たれている。特に、A 氏は、捜査機関の目を潜るために、住宅街にある商店街の建物に看板を取り付けないまま工場を運営しながら、工場内に小規模な溶鉱炉を備えて取り締まりの際は模倣品を直ちに廃棄できるようにするなどの緻密さも見せた。さらに、取り締まりの目を潜るために偽の貴金属に自分たちだけが識別できるコードを付与したいいわゆる「製作台帳」を作成して貴金属卸・小売店を対象に密かに広報し、営業する方式を取ってきたことが明らかになった。

※偽の貴金属には、ティファニー、ルイ・ヴィトン、グッチ、シャネルなど海外有名商標が付いている

貴金属は、高い価格に比べて体積が小さいため、室内で少量流通させやすいという特徴がある。そのため、偽の貴金属の取り締まりは、模倣品であることを認識した消費者の通報によって始まる場合がほとんどであった。これまで商標警察が偽の貴金属を取り締まった事例を見ても、小売店や海外直接購入販売者を対象にした少量の取引であった。

しかし、今回の取り締まりは、商標警察が半年以上追跡したことで、偽の貴金属を販売した小売業者だけでなく、偽の貴金属を製造し、全国に大量流通させた製造・流通業者まで摘発した事例という点で違いがある。

一方、今回の取り締まりでは、他人の登録商標を偽造する目的で用具を製作・交付・販売または所持する行為も商標権侵害とみなす法規定（※）に基づき、偽の貴金属を製造するための鋳型も押収対象となった。

※商標法第 108 条第 1 項第 3 条

特許庁の商標特別司法警察課長は、「摘発された製造工場は大規模に属しており、模倣品が卸・小売店に流通する前に押収した上に模倣品の製造に使われる鋳型もすべて押収したことで、製造段階から完全封鎖したという点で意義がある」とし、「商標警察は模倣品の流通を根絶するために、模倣品が多い分野の卸・小売業者だけでなく、製造工場に対する企画捜査を持続的に推進していく計画だ」と述べた。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

5-1 IP5 のカメラ・ライダーセンサー融合特許出願、年平均 33.6%増加

韓国特許庁（2023. 5. 4.）

自動運転車センサー融合技術の特許出願、韓国企業の存在感が目立つ

- 国土交通部・ソウル市・現代自動車は、2022 年 6 月、代表的な混雑区間であるソウルの江南で、運転者の介入なしに運行するレベル 4 の自動運転ロボライドを試験運行（※）し、これを段階的に拡大して 2027 年にはレベル 4 の完全自動運転を実用化するという計画を発表した。

※国土交通部プレスリリース 2022 年 6 月 8 日付け

- 欧州連合は、2022 年 7 月、乗客と歩行者の安全に向けて「先進運転支援システム（以下『ADAS』）」（※）の搭載を義務付ける「自動車一般安全規定」を施行した。この規定は、2024 年 7 月からすべての欧州新車に適用される。これに伴い、ADAS 機能の実装に欠かせないカメラやライダー等物体認識関連技術の成長と競争が加速化すると予想される。

※カメラ、レーダー、ライダー等のセンサー装置で運行状況を認識して運転者に危険状況などを知らせ、速度調節などの一部の運転機能を自動化した技術

自動運転車技術が完全自動運転のレベル 4 を見込んでいる時期に、完全自動運転を実現するためのセンサー融合分野（※）の特許出願で韓国が世界 2 位を獲得した。

※自動運転車で複数のセンサーを用いて取得した情報を融合して認知すること

韓国特許庁が主要国特許庁（IP5）（※）に出願された特許を分析した結果、自動運転車のカメラ・ライダー（※※）センサー融合技術の特許出願がこの 5 年間（2016～2020）年平均 33.6%の伸び率を示し、大幅に増加したことがわかった。

※IP5：特許分野先進 5 か国（日米欧中韓）の特許庁

※※ライダー：レーザーを発射し、その光が周囲の物体に反射して戻ってくるのを受けて物体までの距離などを測定することにより周辺の様子を精密に描き出す装置

カメラ・ライダーセンサー融合技術：ライダーは、3次元空間での正確な距離情報を提供できるが、カメラのように正確な色や形態情報は提供できない。互いを補完する長所と短所を持つカメラとライダーの情報を融合することで自動運転の信頼性を高める技術として、レベル 4 以上の完全自動運転車で使用される。

#### 【国籍別特許出願の動向】

出願人の国籍を見ると、米国が 42.3% (338 件) と最も高い割合を占めており、韓国は 16.1% (129 件) と 2 位に上った。次いで中国 14.4% (115 件)、イスラエル 10.9% (87 件)、日本 7.6% (61 件) の順となっている。出願人国籍別の年平均伸び率は韓国 40.8%、中国 38.8%、米国 30.9% の順で、韓国の出願伸び率が最も大きいことが判明した。

#### 【主要な多出願人】

主要な出願人を見ると、イスラエル企業の Mobileye (1 位) が 9.0% (72 件) と最も多くの出願をしており、次いで Waymo (2 位) 8.5% (68 件)、Nuro (3 位) 7.8% (62 件)、百度 (4 位) 6.5% (52 件)、現代自動車 (5 位) 6.3% (50 件) の順である。韓国の出願人としては、現代自動車 (5 位) と LG (7 位) 2.0% (16 件) がトップ 10 入りしており、サムスン (17 位) 1.4% (11 件) と Mando (20 位) 1.1% (9 件) も頭角を現している。

#### 【出願人の類型】

出願人の類型を見ると、この分野の出願のほとんど (95.0%) は企業が行っていることから、カメラ・ライダーセンサー融合技術を先取りしようとしている企業間の競争が激しいものと見られる。その分、カメラ・ライダーセンサー融合技術が急速に発展し、近いうち実現する完全自動運転と共に私たちの生活を一変させるものと期待される。

特許庁の自動運転審査課長は、「レベル 4 以上の自動運転に向けたセンサー融合分野は、一層発展し、競争が激しくなるものと見られる」とし、「これからも迅速かつ正確な審査サービスを提供することで、関連技術の開発を積極的に後押ししていきたい」と述べた。

## 5-2 デジタルツイン、米中争いの中で韓国が猛追中

韓国特許庁 (2023. 5. 15.)

最近 5 年間デジタルツイン分野の出願伸び率、韓国が 42.8%と 1 位

- 実世界を模して仮想世界に作った双子すなわちデジタルツインへの関心が高まっている。デジタルツインを通じて現実の問題を分析・予測して再び実世界に反映することで、製造業分野の生産性を一層上げてくれるものと期待しているからである。この分野のグローバル市場規模は年平均 37.5%ずつ成長し、2030 年には約 1,558 億ドルに上ると予測 (※) される。

※ 「Digital Twin Market Size」、GrandviewResearch、2022.12.

- 現代自動車 (韓国) は、「現代自動車グループシンガポールグローバルイノベーションセンター (以下『HMGICS』)」を完工し、HMGICS をそのまま仮想空間に実現させた「HMGICS メタファクトリー」を構築する予定である (~2025)。HMGICS メタファクトリーを通じて車の注文から引き渡し等自動車のバリューチェーン全般を研究し、実証する計画である。

韓国特許庁は、デジタルツイン (※) 分野への特許出願が大幅に伸びている中、最近 5 年間韓国の年平均出願伸び率が 42.8%と 1 位に上ったことを発表した。

※現実世界の機械や装置、物などをコンピューターの中の仮想世界に実現させたもの

主要国特許庁 (IP5: 韓国、米国、中国、EU、日本) に出願されている特許を分析した結果、最近 10 年間でデジタルツイン分野の出願量が年平均 16.7%ずつ伸び、4 倍 (2011 年 116 件→2020 年 466 件) に跳ね上がった。特に、最近 5 年間 (2016 年→2020 年) の年平均成長率は 24.5%に達し、この分野の技術開発が加速していることがわかった。

### 【国籍別特許出願の動向】

出願人の国籍を見ると、最近 10 年間 (2011 年→2020 年) 米国 (1 位) が 29.9% (700 件) で最も多く出願しており、中国 (2 位) 21.7% (508 件) と日本 (3 位) 18.0% (422 件)、韓国 (4 位) 10.4% (245 件) がその後続いた。年平均成長率は、中国 (37.8%)、韓国 (19.3%)、日本 (11.2%)、米国 (6.5%) の順である。しかし、最近 5 年間 (2016 年→2020

年)の年平均成長率は韓国(42.8%)、中国(30.0%)、米国(23.9%)、日本(14.1%)の順で、韓国が最も急速に成長している国であることがわかった。

#### 【主要な出願人】

主要な出願人としては、1位のSTRONG FORCE(8.7%、203件)、2位のSIEMENS(6.6%、155件)、3位の三菱グループ(3.0%、71件)がある。IT強国の米国と製造業強国のドイツ・日本が主導していると分析される。韓国出願人としては、POSCO(0.9%、22件)が12位を獲得し、サムスン(0.4%、9件)と電子技術研究院(0.3%、6件)が50位内に名を連ねている。

#### 【出願人の類型】

この分野の出願は企業が主導(85.7%)していることがわかり、大学(7.2%)、公共(3.7%)、個人(3.4%)の順である。韓国の場合、企業の出願は64.5%とやや低いが、大学(13.1%)、公共(11.4%)および個人(11.0%)の出願がいずれも高く、多様な出願人により幅広く出願されていることが明らかになった。

特許庁のスマート製造審査チーム長は、「デジタルトランスフォーメーションに先行的に対応し、未来に向けた製造業の競争力を確保するため、韓国企業はデジタルツイン関連技術の開発と新しいサービスの導入に積極的に乗り出さなければならない」とし、「特許庁もデジタルツイン分野の特許競争力を強化するために、高品質の特許審査とさまざまな特許情報を持続的に提供していきたい」と述べた。

一方、デジタルツイン分野に関する特許分析資料は、特許ビッグデータセンター(biz.kista.re.kr/pbcenter)から誰でも申請してダウンロードすることができる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム(電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp))までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム